

## 米軍CH53E大型輸送ヘリコプターから普天間第二小学校への窓落下事故に関する意見書

去る12月13日午前10時9分ごろ、米軍普天間基地所属のCH53E大型輸送ヘリコプターのコックピットの窓が、児童54人が体育の授業を受けている普天間第二小学校のグラウンドに落下し、4年生の男児1人が落下の風圧で飛んできた小石に当たり打撲傷を負うといった重大事故が発生した。

落下した窓は四方約90センチ、重さ約7.7キログラムで、窓枠は金属製でできており、一歩間違えば人命に関わる深刻な事故であり、未来を担う子ども達が1日の多くを過ごす安全であるべき学校施設に落下した事故に、児童や保護者、学校関係者に強い衝撃と恐怖を与えた。

また、去る12月7日には、同型ヘリコプターのものと思われるプラスチック製の円筒の部品が、宜野湾市野嵩にある緑ヶ丘保育園の園児約30人が遊ぶ園庭のすぐ隣のトタン屋根の上に落下したとみられており、立て続けに発生した重大事故に、園児や児童、その保護者をはじめ、学校関係者や地域住民には不安と怒りが大きく広がっている。

街の中心に「世界一危険」といわれる普天間基地を抱え、常に命の危険と隣り合わせの生活を余儀なくされている宜野湾市民をはじめ県民の米軍に対する不信感は頂点に達している。このような中で、事故からわずか6日で同型機の飛行再開を強行したことは極めて遺憾である。

本村議会は、これまでも相次ぐ米軍機の事故やトラブル等に対し、原因究明と再発防止策の徹底を再三再四強く申し入れているにも関わらず、効果のある防止策が講じられることなく、またしてもこのような重大事故が起きたことに対し、激しい怒りを禁じ得ない。

よって、本村議会は、県民の生命・財産、安全・安心な生活を守る立場から、今回のCH53E大型ヘリコプターの窓落下事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

### 記

- 1 事故原因を徹底究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること
- 2 実効性のある再発防止策を講じ、その実効性が確保されるまで同型機の飛行を一切中止するよう求めること
- 3 保育園、学校、病院、住宅などの民間地上空での米軍機の飛行・訓練を中止すること
- 4 政府が約束した普天間飛行場の5年以内の運用停止の実現を図ること
- 5 日米地位協定を抜本的に見直すこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 12 月 25 日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省沖縄特命全権大使 沖縄防衛局長